

出生届を出せなくてお子様が戸籍に記載されていない方へ

「無戸籍者の解消のための相談窓口」をご利用ください

お子様又はあなたご自身が、戸籍に記載されていない…。

お子様の存在を別れた夫に知られたくないので、出生届を出せない…。

お子様を別れた夫ではなく、私（母親）の戸籍に記載したい…。

その他の事情があって、お子様の出生届を出せない…。

戸籍に記載されていない事情は、人によって異なりますが、戸籍がないと人生の様々な段階で不利益を被ることがあります。

あなたにとって、どのような手続きをとることが最善なのか、あなたの事情をお伺いして、法務局又はお住まいの市町村の戸籍担当職員が、あなたと一緒に考えます。

一人で悩まずに、まずは、お気軽にお電話で法務局又は市町村の戸籍係までご連絡をください。（相談は無料です。相談内容は秘密にしますので、ご安心ください。）

相談窓口



名古屋法務局豊橋支局総務課戸籍係

豊橋市大国町111

（豊橋地方合同庁舎4階）

☎0532-54-9278

田原市役所市民課戸籍係

田原市田原町南番場30番地1

☎0531-23-3511

[→無戸籍でお困りの方は法務局へ（外部リンク）](#)